船橋市消防団の組織等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市消防団の組織等に関する規則（昭和４１年規則第１６号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

（組織等）

第２条　規則第２条に定める分団数（２０ケ分団）及び班（５９ケ班）とし４方面隊に区分する。

２　消防団本部、分団及び班の組織は、別表第１のとおりとする。

（任命等）

第３条　消防団長（以下「団長」という。）を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式を市長に届け出るものとする。

(1)　新たに団長の職に就こうとする者を推薦する場合　消防団長推薦書(第１号様式その１、第１号様式その３及び第１号様式その４)

(2)　団長の職に在る者が、任期満了後も引き続き団長の職を執り行う場合　消防団長推薦書（第１号様式その２、第１号様式その３及び第１号様式その４）

２　副団長を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式を団長に届け出るものとする。

(1)　新たに副団長の職に就こうとする者を推薦する場合　副団長推薦書(第２号様式その１及び第２号様式その３)

(2)　副団長の職に在る者が､任期満了後も引き続き副団長の職を執り行う場合　副団長推薦書（第２号様式その２及び第２号様式その３）

３　本部員分団長を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を団長に届け出るものとする。

(1)　新たに本部員分団長の職に就く者を推薦する場合　分団長（本部員）推薦書（第３号様式その１及び第３号様式その３）

(2)　本部員分団長の職に在る者が、任期満了後も引き続き分団長（本部員）の職を執

り行う場合

分団長（本部員）推薦書（第３号様式その２及び第３号様式その３）

４　新たに分団長の職に就く者を推薦するときは、分団長推薦書（第３号様式その４）を団長に届け出るものとする。

５　新たに副分団長、部長及び班長の職に就く者を推薦するときは、分団（副分団長・部長・班長）推薦書（第３号様式その５）を団長に届け出るものとする。

６　新たに消防団に入団することを希望する場合は、消防団入団申込書（第４号様式その１）及び履歴書（第４号様式その２）を団長に届け出るものとする。

７　総務担当副団長、防災担当副団長、庶務担当副団長、福利厚生担当副団長及び住民指導担当副団長は、副団長の中から１名ずつ任命するものとする。

８　方面隊長は、方面隊の管轄区域に居住する副団長の中から１名ずつ任命するものとする。

９　庶務担当本部員及び福利厚生担当本部員は、本部員分団長の中から１名ずつ任命するものとする。

１０　方面隊副隊長は、方面隊の管轄区域に居住する本部員分団長の中から方面隊ごとに１名ずつ任命するものとする。

１１　辞令の様式は、第５号様式によるものとし、次に掲げる必要事項を記載する。

(1)　氏名

(2)　現階級

(3)　発令事項

(4)　発令年月日及び任命権者

１２　発令事項の文例は、別表第２に定めるとおりとする。

（階級章）

第４条　規則第３条に定める消防団の階級章は、別表第３のとおりとする。

（消防団旗等）

第５条　消防団旗、方面隊旗、分団旗及び女性消防部旗の様式は、別表第４に定めると

おりとする。

（本部員）

第６条　規則第４条に定める方面隊長にあたる副団長は、装備担当、安全管理担当、訓練担当及び研修担当を兼ねるものとする。

（本部の事務分担等）

第７条　規則第５条に定める本部の事務を次のとおりとする。

(1)　総務担当副団長

①　消防団の庶務、福利厚生及び住民指導担当部門の連絡調整に関すること

②　団長の特命事項に関すること

(2)　庶務担当副団長

①　総務担当副団長を補佐すること

②　消防団の事業計画に関すること

③　消防団員（以下「団員」という。）の入退団及び服務規律等に関すること

④　千葉県消防大会、消防出初式等の表彰に関すること

⑤　器庫及び物品等の点検に関すること

⑥　消防団の会計に関すること

⑦　庶務に関すること

(3)　福利厚生担当副団長

①　総務担当副団長を補佐すること

②　福利厚生事業等の計画に関すること

③　視察研修に関すること

④　健康診断に関すること

⑤　福利厚生に関すること

⑷　住民指導担当副団長

①　総務担当副団長を補佐すること

②　春秋の火災予防運動に関すること

③　歳末警戒に関すること

④　住民に対する防火、救急等の訓練指導に関すること

⑤　住民指導担当本部員の活動等の連絡調整に関すること

⑥　広報に関すること

(5)　防災担当副団長

① 消防団の装備、安全管理、訓練及び研修担当部門の連絡調整に関すること

② 団長の特命事項に関すること

(6)　方面隊長

①　防災担当副団長を補佐すること

②　所属方面隊の分団等の指揮及び監督に関すること

③　その他方面隊の活動に関すること

(7)　装備担当副団長（方面隊長）

①　消防団装備の点検に関すること

②　機関員の養成に関すること

③　装備に関すること

(8)　安全管理担当副団長（方面隊長）

①　消防活動の安全管理に関すること

②　消防資機材等の安全管理に関すること

③　安全管理に関すること

(9)　訓練担当副団長（方面隊長）

①　災害時の活動計画に関すること

②　出初式の計画に関すること

③　ポンプ操法大会に関すること

④　演習に関すること

⑤　訓練に関すること

(10) 研修担当副団長（方面隊長）

① 消防大学校、県消防学校における団員の教育に関すること

② 研修に関すること

(11) 庶務担当本部員

① 庶務担当副団長を補佐すること

② 庶務担当事務に関すること

③ 庶務に関すること

(12) 福利厚生担当本部員

① 福利厚生担当副団長を補佐すること

② 福利厚生担当事務に関すること

③ 福利厚生に関すること

(13) 方面隊副隊長

① 方面隊長を補佐すること

② 方面隊の職務事務に関すること

③ 方面隊長の特命に関すること

(14) 住民指導担当本部員

① 住民指導担当副団長を補佐すること

② 春秋の火災予防運動における予防広報活動に関すること

③ 分団単位の予防活動において、団長が活動を認めたもの

④ 防火、消火及び救急等に関する一般市民に対する訓練指導に関すること

⑤ 災害現場での避難誘導、情報収集及び雑踏整理等の後方支援に関すること

⑥ 団長が特に活動の必要性を認めたもの

（分団の事務）

第８条　規則第６条に定める分団の事務は、次のとおりとする。

(1) 新入団、退団及び分団の編成に関すること

(2) 団員の公務災害及び表彰上申に関すること

(3)　器庫の新設、改修の要望及び車両関係の修理に関すること

(4)　災害出動及び訓練参加等の報告書の提出に関すること

(5)　運営費の予算、決算及び報酬に関すること

(6)　被服及び貸与品の管理に関すること

(7)　福利厚生に関すること

(8)　団長が必要とする事項

2　前項各号に掲げる事務に係る様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる事務　消防団員編成表(第6号様式)及び消防団員退団届(第7号様式)

(2) 前項第3号に掲げる事務　消防施設改修要望書(第8号様式)

(3) 前項第4号に掲げる事務　消防団本部員出動報告書(第9号様式その1)、消防団員出動報告書(第9号様式その2)、消防団員火災出動報告書(第9号様式その3)及び活動日誌(第9号様式その4)

(4) 前項第6号に掲げる事務　被服貸与申請書(第10号様式その1)及び貸与品返納届(第10号様式その2)

（身分証明書）

第９条　規則第５条第２号に定める身分に関するもののうち身分証明書の様式は次のとおりとする。

2　職務に服するときは、常に身分証明書第１１号様式（以下「証明書」という。）を携帯しなければならない。ただし、火災その他の災害活動に出動する場合はこの限りでない。

3　団員は、証明書の取扱を慎重にし、他人に貸与してはならない。

4　団員は、証明書の記載事項に変更が生じたときは、団長に証明書を提出し、書替えの手続きをとらなければならない。

5　団員は、証明書を亡失し、又は損傷したときは、身分証明書再交付申請書（第１２

号様式）に写真（上半身、脱帽、縦３０ミリメートル、横２０ミリメートルで提出前１カ月以内に撮影したもの）１枚を添えて、団長に提出し、再交付を受けなければならない。

６　団員が退職又は死亡したときは、遅滞なく団長に証明書を返納しなければならない。

７　消防法第４条の２の規定中、市長の定める証票は、証明書をもってこれに充てる。

（会議）

第１０条　会議の構成、運営その他必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　団本部会議は、本部員及び団長が指名した団員で構成し、定期的に団長が招集し、消防団の重要事項の審議及び重要施策の周知並びに情報、意見の交換を行う。

(2)　総務担当会議は、主管する担当副団長（総務、庶務、福利厚生、住民指導）及び団長が指名した団員で構成し、必要に応じて総務担当副団長が団長の了解を得て招集し、事務事業の改善、調整及び意見の交換を行いその結果を団本部会議で報告し、団長の意志決定を受けるものとする。

(3)　防災担当会議は、主管する担当副団長（防災、訓練、研修、装備、安全管理）及び団長が指名した団員で構成し、必要に応じて防災担当副団長が団長の了解を得て招集し、事務事業の改善、調整及び意見の交換を行いその結果を団本部会議で報告し、団長の意志決定を受けるものとする。

(4)　分団長会議は、分団長及び団長の指名した団員で構成し、必要に応じて総務担当副団長又は防災担当副団長が団長の了解を得て、招集し、消防団の事務事業の連絡調整、情報交換を行い、その結果を総務担当会議又は防災担当会議に報告するものとする。

２　会議を開催したときは、消防団を担当する課が会議録を作成し、要旨を記録保存しなければならない。

（指揮系統）

第１１条　消防団と消防局、相互間の指揮系統を一元化し、迅速かつ効果的に行うため、

消防団は消防局長又は消防署長の所轄の下に行動する。

２　前項の命令の伝達方法は、消防局長又は消防署長が具体的に命令を出すのではなく、団長又はこれに代る消防団の指揮者に対して命令し、これらの消防団幹部が部下の団員に対して直接命令するものである。

３　消防団は、独断で区域外に出動することができない。但し、消防局長又は消防署長の命令があるときは、この限りでない。

（防ぎょ活動）

第１２条　火災その他災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資機材を有効に活用して、生命、身体及び財産を保護するとともに、損害を最小限にとどめ災害の防ぎょ活動に努めなければならない。

２　消防団の災害活動体制及び災害活動基準は、別表第５のとおりとする。

（報酬）

第１３条　報酬については、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５５年条例第２号）に定めるとおりとする。

（公務災害補償）

第１４条　公務災害補償については、船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第２５号）に定めるとおりとする。

（退職報償金）

第１５条　退職報償金については、船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第３７号）に定めるとおりとする。

（表彰）

第１６条　船橋市消防団員服務規律等に関する条例（昭和２４年条例第１２号）第５条に規定する表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長表彰

①　永年勤続章

② 感謝状

(2) 消防団長表彰

① 特別功労章

② 功労章

2 永年勤続章は、団員として３５年以上勤続し、その成績優秀な団員に対して表彰状等を授与して行う。

3 感謝状は、団長が特に必要と認めた場合に船橋市感謝状贈呈基準により市長へ上申するものとする。

4 特別功労章は、次の各号に掲げる団員及び分団又は班に対して表彰状を授与して行う。

(1) 災害において消防作業に従事し、その功労顕著なもの

(2) 公益財団法人千葉県消防協会消防操法大会に出場したもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功労があったもの

5 功労章は、団員として１０年以上勤続し、その成績優秀な団員に対して表彰状を授与して行う。

6 市長への表彰上申は、市長表彰上申書(第 13 号様式その 1)により行うものとし、団長への表彰上申は消防団長表彰上申書(第 13 号様式その 2)により行うものとする。

7 勤務年数の計算は、団員に就任した月から起算し、退任した後再び就任したときは、前後の在職年数は、これを通算する。

8 表彰は、消防出初式にて行うものとする。但し、団長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

（保管簿冊）

第１７条 規則第８条に定める保管簿冊は、次のとおりとする。

(1) 団員名簿（第１４号様式）

(2) 金銭出納簿

(3)　備品台帳（第１５号様式）

(4)　消防年報

(5)　消防団管轄区域図

(6)　消防団通達書類

(7)　その他必要簿冊

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

別表第1（第2条関係）
消防団の組織

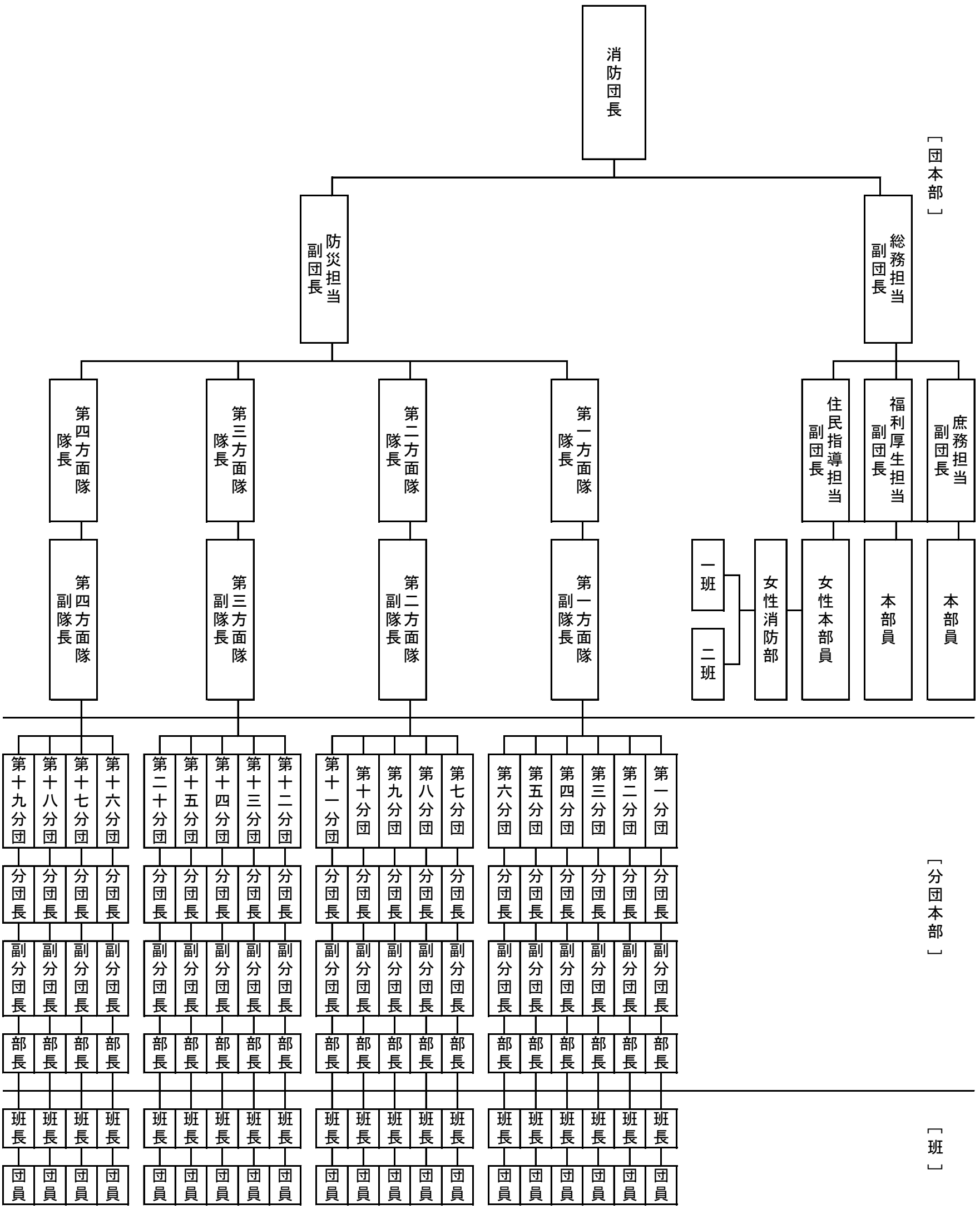

備考
1　方面隊長（団本部付）は、分団長の階級とする
2　女性消防部を本部付けとする。

別表第２（第３条第７項関係）

種類	文例
採用	船橋市消防団員に任命する 第〇〇分団〇班団員を命じる 本部員付を命ずる 船橋市消防団本部員を命ずる
昇任	副団長を命ずる 分団長 船橋市消防団第〇〇分団副分団長を命ずる 部長 船橋市消防団第〇〇分団〇班班長を命ずる
退職	退職を承認する
懲戒処分	船橋市消防団員服務規律等に関する条例第７条第１項第〇号の規定により戒告する 船橋市消防団員等服務規律等に関する条例第７条第１項第〇号の規定により停職する 停職の期間は　年　月　日から　年　月　日までとする 船橋市消防団員等服務規律等に関する条例第７条第１項第〇号の規定により免職する
分限	船橋市消防団員等服務規律等に関する条例第６条第１項第〇号の規定により降任する 船橋市消防団員等服務規律等に関する条例第６条第１項第〇号の規定により免職する

別表第３（第４条関係）

消 防 団 長 章

階 級 章

団 長

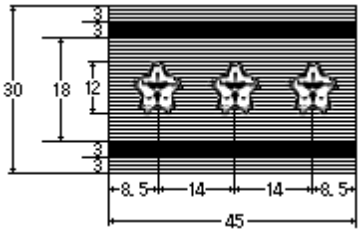

副 団 長

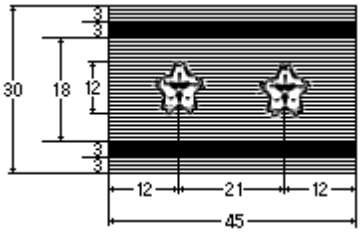

分 団 長

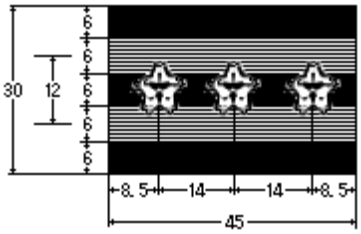

副 分 団 長

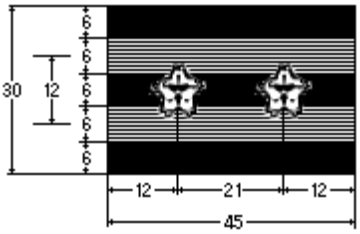

部 長

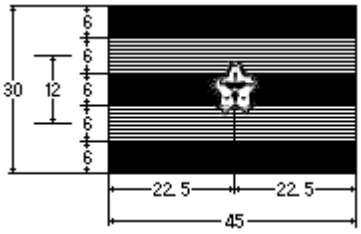

班 長

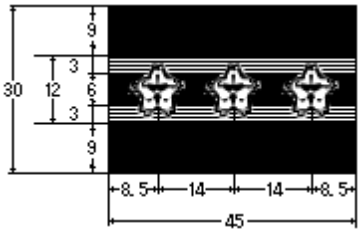

団 員

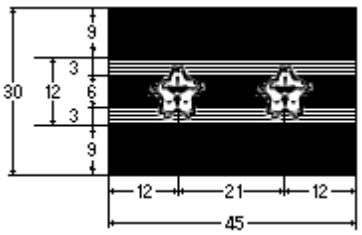

別表第４（第５条関係）

消防団旗

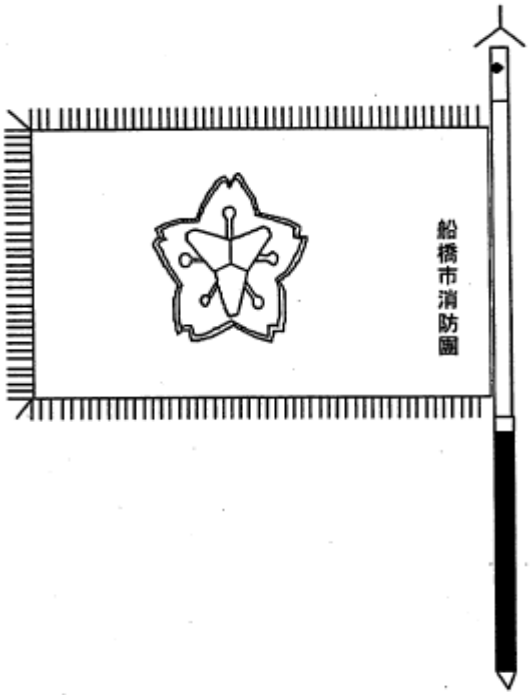

１	旗頭	団章（消防団桜）三方面打ち出し変形９ｃｍ　真鍮製メッキ
２	大きさ	横１００ｃｍ　縦７０ｃｍ
３	生地	西陣織り正絹綾綿袷地
４	地色	えんじ色
５	徽章	消防団　章徽金　銀糸　色糸あしらい　総手刺繍　一部市松刺繍
６	縁	縫製：改良金糸１５ｍｍ巾モール四方縫付ネル芯入り入念仕上げ 鳩目：本金皮３か所　菊座型 手元芯：アクリル樹脂版入り
７	総	改良金糸四段七宝手元厨房
８	徽章中心	旗面の中心
９	旗竿	梨地塗り　半千段二本継ぎ太金捻子（ナカネジ）長さ１８０ｃｍ
10	団名	旗竿側に字面約８ｃｍの文字 （旗竿側端及び下端より５ｃｍを離し字と字の間は１ｃｍとする）

ア　方面隊旗

１　旗頭　　プラスチック　消防桜金メッキＳカン付
２　大きさ　　横１００ｃｍ　縦７０ｃｍ
３　生地　　綿地
４　地色　　白色
５　徽章　　消防団を黄色に染め抜く
　　微章線は黒線とし微章は２０ｃｍで中心は上端より２２ｃｍ左右端
６　線　　横線の上位は黒　中心及び下位は赤
７　旗竿　　木製黒塗り　半千段金ネジ　長さ１８０ｃｍ
８　方面隊旗　横書２列とし宇画約７０ｃｍの文字

イ　分団旗

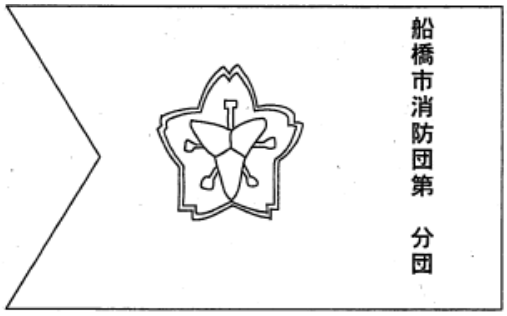

１　旗頭　　プラスチック　消防桜金メッキＳカン付
２　大きさ　　燕尾形　横１００ｃｍ　縦６８ｃｍ
３　生地　　正絹塩瀬羽二重
４　地色　　えんじ色
５　徽章　　消防団微章　本友禅染白抜き紫色ざし
　　微章線は黒線とし微章は２０ｃｍで中心は上端より２２ｃｍ左右端
６　微章径　　４０ｃｍ(旗の縦の長さの５分の３)
７　微章中心　縦の長さの中心と燕尾を除いた縦の長さの中心線が交わること
８　旗竿　　木製黒塗り　半千段金ネジ　長さ１８０ｃｍ
９　分団名　　旗竿側に字画５ｃｍの文字
ウ　女性消防部旗

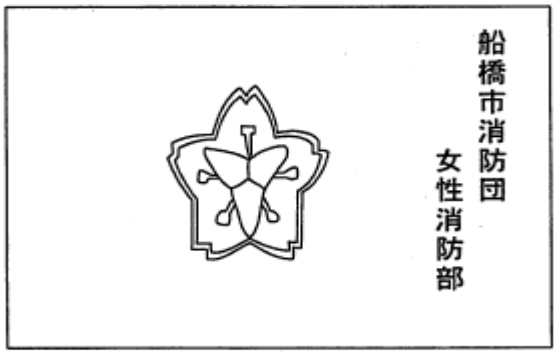

１　旗頭　　プラスチック　消防桜金メッキＳカン付
２　大きさ　　横１００ｃｍ　縦６８ｃｍ
３　生地　　綿地
４　地色　　紺色
５　徽章　　消防団章を白色に染め抜く
　　微章線は茶線とし微章は３５ｃｍで中心は上端より３３ｃｍ左右端より５０ｃｍ
６　旗竿　　木製黒塗り　半千段金ネジ　長さ１８０ｃｍ
９　部名　　縦書２列とし宇画５ｃｍの文字

別表第５（第１２条第２項関係）

消防団の災害活動体制及び災害活動基準

１　災害活動体制

消防団の災害活動体制は、平常時及び非常時に分け次のとおりとする。

⑴　平常時

平常時とは、原則として消防団員を招集計画等により招集するまでに至らない体制をいう。

①　団本部員の災害活動体制

総務に所属する団本部員は、居住地の方面隊管轄区域の災害等に出動し、災害現場での後方支援にあたり、防災に所属する本部員は、居住地の方面隊管轄区域の災害等に出動し、分団及び各班の災害現場での指揮命令等にあたる。ただし、女性消防団員は、居住地から概ね５００m以内での災害等に出動し、後方支援にあたる。

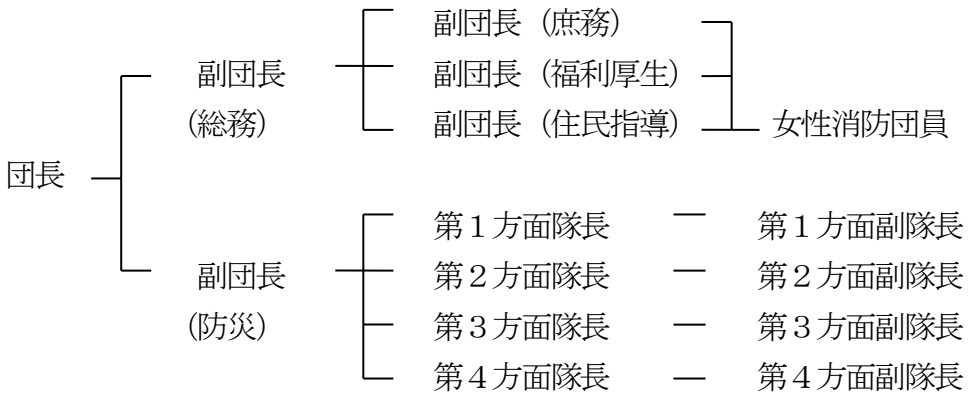

②　分団員の災害活動体制

分団長、副分団長及び部長は、居住地の分団管轄区域の災害等に出動し、災害現場での各班への指揮及び活動にあたる。また、班長以下の団員は出動し災害活動にあたる。

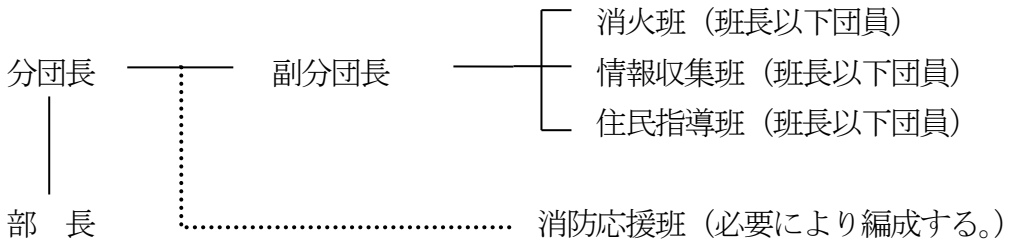

⑵　非常時

非常時とは、水害及び震災時等に非常警備体制が発令され、消防団警防本部、消防局警防本部及び署隊本部が設置されたときの体制をいう。

①　消防団本部の災害活動体制

消防団長をはじめ、総務に所属する本部員及び防災担当副団長は、速やかに消防局警防本部に出向、消防団警防本部を設置し消防局警防本部と合流して災害活動への出動指示等にあたる。また、方面隊長及び方面副隊長は、居住地の消防署管轄の署に出向（第４方面隊副隊長は東消防署とする。）、署隊本部と合流して警防本部からの指示により各班の災害活動への

指揮等にあたる。

なお、女性消防団員は原則として居住地付近の後方支援にあたる。

② 分団の災害活動体制

各分団の分団長、副分団長及び部長は、居住地から直近の所属消防団器庫に参集し、署隊本部の方面隊長又は方面副隊長と連絡を密にして各班への指示及び災害活動等にあたる。また、班長及び団員は、消防団器庫に参集し、署隊本部と連絡を密にして災害活動にあたる。

2 出動種別及び出動範囲

火災等の出動種別は、出動種別及び特命出動の２種類とし、その範囲は、次のとおりとする。

⑴ 普通出動

自己担当分団区域内及び居住地等からおおむね５００m以内の他分団等区域内の火災等（消防局指令課からの災害速報は、原則として建物火災の炎上火災とし、他の災害については、状況により連絡する。）

⑵ 特命出動

普通出動以外に、消防署長が特に必要と認めて消防団長を通じて出動を命じた火災等（防局指令課からの災害連絡は、原則として災害が拡大したとき、又はそのおそれのあるとき連絡する。）

3 招集計画

招集方法は、非常時の消防団本部及び分団の災害活動体制に準ずる。

⑴ 火災警報発令時

① 発令及び第１配備体制時

自宅待機とする。

② 第２配備体制時及び第３配備体制時

非常警備体制時と同等の体制とし、局・各署及び各分団器庫に参集する。

⑵ 非常災害時（大規模な火災等をはじめとした災害が発生し、相当な被害が起こり所要の人員を確保する必要性が生じた災害をいう。）

① 第１配備体制時

出動計画により出動していない消防団員は、自宅待機とする。

② 第２配備体制時及び第３配備体制時

出動計画により出動していない消防団については、非常警備体制時と同等の体制とし、局、各署及び各分団器庫に参集する。

また、出動等についてはその都度指示をする。

⑶ 地震時

地震による非常招集命令の伝達は、原則として行わないものとし、局、各署及び各分団器庫に、次に基づき参集するものとする。

① 船橋市に震度５弱以上の地震が発生したとき。

② 震度５弱に至らない地震であっても、市内に相当の被害が発生したとき又は発生

が予想されたとき。

③　地震に関する東海地震注意情報を受けたとき。

地震に関する東海地震予知情報以外は、原則として自動的に非常警備体制が発令されたものとする。

⑷　風水害時

①　発令及び第１配備体制時

自宅待機とする。

②　第２配備体制時及び第３配備体制時

非常警備体制時と同等の体制とし、局・各署及び各分団器庫に参集する。

４　招集伝達方法

原則として、「船橋市消防団連絡一覧表」によるものとする。

５　適用の除外

停職中、傷病により療養中、公務旅行中、私事旅行中の消防団員及び特にやむを得ない事情があると消防団長等が認めた消防団員とする。なお、旅行中で参集可能な者を除くものとする。

〈災害活動基準〉

（1）火災等活動基準

① 火災等現場活動上の任務

区分	任務（班）	平常時の業務	火災等現場活動上の任務
団本部	団本部	1　担当分団区域の把握に関すること 2　担当分団区域内の消防事象の把握に関すること 3　担当分団の構成人員及び消防戦力の把握に関すること	1　担当分団区域内の火災等の災害出動に関すること 2　消防団の指揮統制に関すること 3　現場指揮本部との連絡調整に関すること 4　現場指揮本部からの指示命令の伝達に関すること 5　消防団の活動状況の把握に関すること 6　出動団本部員の把握に関すること 7　その他災害活動上必要な業務の実施に関すること
分団及び班	分団	1　分団区域内の消防事象の把握に関すること 2　自己の出動区域内の水利等の確認に関すること 3　事前計画等の研究、知得に関すること 4　自己任務の確認に関すること	1　分団の指揮統括に関すること 2　出動分団の把握に関すること 3　消防署隊との連絡調整に関すること 4　指示命令の伝達に関すること 5　分団活動状況の把握及び団長に対する報告に関すること 6　現場指揮本部業務の補助的業務に関すること
	消火班		1　消防ポンプ車等を活用し単独及び消防署隊とともに消火活動の実施に関すること 2　充水活動に関すること
	情報収集班		1　情報収集及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　消防警戒区域の設定に関すること 4　群衆の整理に関すること
	住民指導班		1　情報収集及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　傷者の応急救護に関すること 4　消防警戒区域の設定に関すること 5　群衆の整理に関すること
	消防応援班		1　群衆の整理に関すること 2　消火活動の応援に関すること

② 火災現場の活動要領

現場活動業務の種類		活動内容	適用
消火活動	人命救助	消防署隊到着前における火元建物等の人命救助（聞込み）、人命救助活動及び避難誘導	消防署隊の到着時に直ちに最高指揮者に状況を報告する。
	消火	1　消火器等による初期消火活動並びに関係者への初期消火活動の指示 2　消防署隊到着前におけるポンプ車等による火元建物の火勢鎮圧並びに延焼防止のための注水（要救助者があるときは、その防護を主眼とする注水） 3　消防署隊と連携の火勢の鎮圧注水 4　消防署隊の人命救助活動時における援護注水 5　消防活動上の障害排除、残火処理 6　その他消防活動上必要な業務	消防署隊の到着後は現場最高指揮者の指示を受ける。
	充水	消防隊引揚後におけるポンプ車等を利用した防火水槽等への充水	
情報収集	情報収集	1　火元建物の家族の状況の掌握（寝たきり老人、老人の独り暮らし、身体障害者等を重点）並びに報告 2　火元建物等の危険物等の有無、位置、数量などの状況掌握並びに報告 3　関係者及び避難者等の状況の掌握並びに報告 4　地域住民を通じての各種情報の収集並びに報告	原則として消防署隊の現場最高指揮者へ報告する。
	広報	拡声器等を利用しての広報活動 1　群衆整理及び災害状況の広報 2　付近住民に対する警戒心の喚起 3　異常気象時の飛火警戒等の広報 4　ガス、油類等の流出時の警戒広報 5　その他災害活動上必要事項の広報	
警戒	消防警戒区域等の設定	1　ロープ等による消防警戒区域の設定並びに当該区域への出入りの禁止若しくは制限等 2　現場保存区域の監視、警戒	消防署隊到着時に消防警戒区域設定の指示を現場最高指揮者から受ける。
	飛火警戒	1　高所見張り、巡ら等による飛火火災の早期発見 2　ポンプ車等の移動配備あるいは消火器の集中配備等を行い、地域住民等の協力を得ての飛火警戒	署隊配備の必要性から原則として、現場最高指揮者の指示を受ける。
	再出火防止警戒	原則として、ポンプ車等を水利部署し、ホース延長を行っての消防署隊引揚げ後の再出火防止、警戒	異常を認めたとき、あるいは警戒終了時には必ず所轄署長へ報告する。

（2）水災活動基準

①　水災時の災害活動上の任務

任務（班）別	水災時の災害活動
団本部	1　分団の指揮統制に関すること 2　署隊本部との連絡調整に関すること 3　被害状況等の把握に関すること 4　分団活動状況の把握に関すること 5　出動団員の把握に関すること 6　団員の給食、給水等に関すること
分団	1　分団の指揮及び出動分団員の把握に関すること 2　消防署隊との連絡調整に関すること 3　団本部からの指示、命令の処置に関すること 4　団本部への収集情報の報告に関すること 5　分団員の給食、給水に関すること
消火班 情報収集班 住民指導班 消防隊応援班	1　分団区域内の情報収集に関すること 2　分団区域内の水防施設物等の監視警戒に関すること 3　分団区域内の住民等に対する避難誘導の関すること 4　分団区域内の水防工法に関すること

②　水災活動要領

区分	項目	活動内容
団本部員	主たる活動業務	1　署隊本部からの下命事項等を分団へ命令、指示する。 2　署隊本部の運営業務に対する補助並びに伝令、情報の整理、記録の集計等の業務に従事する。 3　被害状況及び団の活動状況の掌握に当たる。 4　団員に対する給食、給水等を実施する。
分団	主たる活動業務	1　所属分団員の活動状況及び水災活動に必要な情報を団本部へ報告する。 2　団本部からの下命、指示等を所属分団員へ伝達する。 3　給食、給水等物資の受領及び所属分団員への配布を行う。
班	情報収集（班）	必要により自己分団区域内の河川の状況、その他、被害発生危険のある箇所等の状況の掌握を行う。
	監視警戒（班）	自己分団区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況の把握するための監視警戒を行う。
	避難誘導	被災が予想される分団区域内の住民の避難誘導
	水防工法	水防工法を必要とする現場に出動しての水防工法

（3）震災活動基準

① 震災時における活動組織及び任務

<table>
<tr><th colspan="5">活動組織〈任務（班）〉</th><th>震災時の任務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">団本部</td><td rowspan="2">団長</td><td>副団長</td><td>本部員</td><td>防災</td><td>1　指揮本部における団の統括指揮に関すること
2　担当分団の方面指揮に関すること
3　消防署隊との連絡調整に関すること
4　指示命令の伝達に関すること
5　担当分団の活動状況及び被害状況の把握に関すること
6　出動団員の把握に関すること
7　署隊本部との連絡に関すること</td></tr>
<tr><td>副団長</td><td>本部員</td><td>総務</td><td>1　消防署隊との連絡調整に関すること
2　指示命令の伝達に関すること
3　指揮本部への報告に関すること
4　各分団区域の被害状況及び活動状況の把握に関すること
5　団員の給食、給水等に関すること
6　資機材等の調達に関すること
7　その他庶務に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="5">分団</td><td rowspan="5">分団長</td><td rowspan="5">副分団長</td><td colspan="2">分団</td><td>1　分団の指揮統制に関すること
2　分団区域の被害状況等の把握に関すること
3　分団の活動状況の把握及び団本部への報告に関すること
4　消防署隊との連絡調整、出動団員の把握に関すること
5　分団員の給食、給水等に関すること
6　その他庶務に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火班</td><td>1　分団区域内の消火活動に関すること
2　消防署隊との連携による消火活動の実施に関すること
3　延焼防止後における残火処理に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報収集班</td><td>1　火災の発見、通報に関すること
2　道路障害、救助事象、その他の情報収集に関すること
3　指示命令の伝達に関すること
4　関係者への通報、その他に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民指導班</td><td>1　震災警戒体制発令時における地域住民等の動向に関すること
2　出火防止の指示呼び掛けに関すること
3　初期消火の指導、訓練に関すること
4　応急救護、傷者の搬送に関すること
5　避難誘導に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防応援班</td><td>指定消防小隊の消火活動及び救助活動の応援に関すること</td></tr>
</table>

② 震災活動要領（その１）

<table>
<tr><th colspan="4">項目</th><th>活動内容等</th></tr>
<tr><td>団本部員</td><td colspan="3">主な活動業務</td><td>1　署隊本部からの下命事項を分団へ伝達する。
2　署隊本部の運営業務の補助、伝令、情報の整理、記録の集計等の業務にあたる。
3　担当分団区域内の被害状況及び各任務班の活動状況の掌握をする。
4　災害状況により資機材の調達並びに消火班への支援指示をする。
5　団員への給食、給水等物資の補給をする。
6　その他、団長の指示する業務を処理する。</td></tr>
<tr><td>分団</td><td colspan="3">主な活動業務</td><td>1　自己分団員の活動状況（特に消火班の活動状況）及び消火活動上重要な情報を署隊本部又は団本部へ報告する。
2　署隊本部等からの指示事項等を任務班に伝達する。
3　時間的経過により任務班の再編成を行う。
4　水災が予想される区域を受け持つ分団にあっては水防活動を考慮した任務編成を行う。
5　給食、給水等補給物資の受領及び所属分団員への配布をする。
6　その他、分団長の指示する業務を処理する。</td></tr>
<tr><td>情報収集班</td><td colspan="3">情報収集</td><td>1　発災と同時に別に定める計画に基づき、担当区域内の情報収集を行う。
2　付近住民に対する出火防止、初期消火の呼び掛けを行う。
3　必要により自ら初期消火活動を行う。
4　情報収集を分団本部へ提出する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">消火班</td><td rowspan="4">消火活動要領</td><td rowspan="4">消火活動の原則</td><td>発災初期における消火活動</td><td>消火活動担当区域内の火災に出動し消火活動を行う。</td></tr>
<tr><td>延焼火災多発時及び延焼拡大火災時における消火活動</td><td>団本部の指示、命令に従い、活動することを原則とし、主たる活動は次による。
1　延焼火災は、消火班を集結し、又は消防署隊との連携により活動する。
2　消防署隊との連携による活動は、消防署隊の指揮者の命による。
3　消防署隊の使用水利の水量が不足する場合は、消火活動を中止して送水活動に従事する。
4　延焼防止線設定による放水時には消防署隊との連携による補完的注水等に従事する。
5　避難が開始された場合は、避難道路の確保及び避難場所周辺の消火活動を主眼とする。</td></tr>
<tr><td>多数の消防署隊を必要とする消火活動</td><td>市街地への延焼防止を主眼として活動する。</td></tr>
<tr><td>重要対象物からと一般市街地から同時出火時の消火活動</td><td>重要対象物周辺を優先して活動する。</td></tr>
</table>

③　震災活動要領（その２）

<table>
<tr><th colspan="4">項目</th><th>活動内容等</th></tr>
<tr><td rowspan="10">消火班</td><td rowspan="10">消火活動要領</td><td colspan="2">消火活動開始の時期</td><td>１　震災初期において消火活動担当区域内の火災を覚知した場合は、署隊本部に報告するとともに速やかに出動する。
２　出動した火災の規模が単独では延焼阻止困難と判断される火災については、団本部に火災の状況を報告し、団本部の指示、命令に基づき行動する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">具体的消火活動要領</td><td>水利部署要領</td><td>１　使用水利は、原則として消火栓以外の水利とする。
２　充水及び送水時における水源は、火点後方のポンプ車が部署不能の貯水槽（池）、プール、受水槽等とする。</td></tr>
<tr><td>筒先部署要領</td><td>１　注水死角に留意し、初期における他への延焼危険が少ない火災は、屋内進入し一挙鎮圧を図る。
２　努めて移動注水を行い、担当火面長の拡大を図る。</td></tr>
<tr><td>注水要領</td><td>１　ポンプ車等にあっては、２口放水を原則とする。
２　使用水利の水量が不足するおそれがある場合には火点外周への延焼防止を主眼とする。</td></tr>
<tr><td>飛火警戒要領</td><td>１　飛火警戒は、署隊本部又は消防署隊の指揮者の命により実施する。
２　飛火警戒活動は、延焼拡大火災地の風位、風速、延焼拡大状況、付近建物の状況等を勘案して、警戒重点地域を決定し、当該地域内住民に対する飛火警戒の啓蒙を主眼に実施する。</td></tr>
<tr><td>転戦要領</td><td>１　震災初期における転戦は、延焼阻止後住民のみで消火可能と判断され、かつ、消火活動担当区域内の他の延焼火災を覚知した場合とする。
２　転戦する場合は、速やかに署隊本部に報告し使用資材はできる限り撤収する。
３　避難者の安全確保のための転戦は、団長の命令により開始する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水災以外の事象に対する支援活動</td><td>救助、救急事象への応援</td><td>消火活動担当区域内に火災の発生がない場合に支援する。ただし、他の消火活動区域への消火活動応援命令があった場合は、当該命令を優先する。</td></tr>
<tr><td>同時に複数の救助、救急事象が発生した場合</td><td>少数団員で多数の人命救助ができる事象、不特定多数の者を収容し、大きな人命危険が予想される事象（高層建物、地下街等）を優先する。</td></tr>
<tr><td>救助、救護措置の優先</td><td>救命措置を必要とする重傷者の介護を優先する。</td></tr>
<tr><td>その他の事象への支援</td><td>火災、救助、救急事象の発生がない場合の他の事象への支援は団長の命による。</td></tr>
</table>

④　震災活動要領（その３）

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>活動内容等</th></tr>
<tr><td>消火班</td><td colspan="2">消防署所
警戒警備要領</td><td>１　自己分団区域内に火災の発生がなく、消防署所の消防署隊が管外の火災等に応援出動した場合は、あらかじめ指定された消火班が指定消防署所に移動し周辺の警戒警備にあたる。
２　消防署所に移動した消火班は、署隊本部の命により行動する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">消防隊応援班</td><td rowspan="3">主な活動要領</td><td>指定署所到着後の行動</td><td>すべての行動は、署隊の中・小隊長の命により行い不足する警防体制を補完するために次の業務を行う。
１　ホース、その他必要資機材の増載の補助をする。
２　指定消防小隊員として出動し、消火活動又は救助活動に従事する。</td></tr>
<tr><td>出動の原則</td><td>出動範囲は、自己団区域内の災害とし、自己団区域外への応援出動はしない。ただし、当該指定消防小隊が自己団区域内に出動し、さらに転戦等により区域外に出動する場合は、団長の命による。</td></tr>
<tr><td>災害現場業務</td><td>１　消防車両の誘導
２　障害物の排除
３　揚水確保、ホース延長及び筒先補助
４　必要資機材の搬送及び使用資機材の収納
５　災害現場付近の群衆の整理
６　その他、消防活動上の補助及び障害事象の排除</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防署隊の確保が完了した場合</td><td>分団長の指示を受け、他の任務班の支援活動に従事する。</td></tr>
<tr><td>住民指導班</td><td colspan="2">主な活動要領</td><td>１　発災と同時には住民指導担当区域内の住民に対する出火防止の呼び掛け、初期消火の指示及び実施。
応援救護及び傷病者の搬送等の業務を行うとともに団本部へ報告する。
２　延焼拡大時における行動は、消火班の消火活動に対する支援を行う。</td></tr>
</table>

⑤　震災活動要領（その４）

項目	活動内容等
津波発生時等の活動要領	地震により、市域に津波警報が発令された場合は、津波により２分団１・２班器庫及び３分団４班器庫の浸水が想定されるため、消防力の確保のための措置をとることとする。 また、津波浸水予想地域の出動及び地域内での災害活動に関しては、津波災害が消防活動により、直接的に防ぐことが困難であり、対処する方法がないことから、消防隊が被災することによる消防力の低下を防ぎ、消防活動を継続するため、津波による危険が迫った場合は、退避することを基本とする。また、津波警報発令時の初動措置として、沿岸区域の分団は、千葉県が想定している津波到達予想時間から判断して、津波被害を受けない分署・器庫等に人員、車両等を移動させる。 ⑴　活動可能時間の判断 津波浸水予想地域内での活動は活動可能時間を判断し、その時間の中で活動することとする。活動可能時間の判断要素は次のとおりとする。 ①　災害発生場所までの出動（移動）時間 ②　災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間 ③　安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するまでの予備時間） ④　津波到達予想時刻までの時間 活動可能時間　＝　④－（①＋②＋③） ⑵　活動状況に応じた安全管理ついて留意すべき事項 ①　津波浸水予想地域内における出動の要請を受けた場合は、その内容から消防活動の必要性や緊急性、また、津波到達予想時刻等に基づく活動可能時間等により総合的に判断したうえで、部隊の出動可否について決定する。 ②　出動部隊に対し災害場所から最も近い安全退避場所等、部隊の安全に関する情報を伝達する。 ③　活動部隊との無線の通信状態を確認し、通信情報伝達の確立を図る。 ④　津波浸水予想地域内に部隊が出動する場合は、海面を安全に目視できる位置に津波監視のための人員等を出動させ、安全管理の確保に留意する。 ⑤　津波浸水予想地域内で部隊が活動している場合は、部隊の無線情報、津波に関する気象情報、関係機関及びマスコミによる情報等、あらゆる情報に留意し、部隊に危険が及ぶ場合は即時に安全退避を指示する。 ⑶　活動部隊 ①　分団長・班長は現場到着した際、災害現場から最も近い安全退避場所、退避ルートについて確認するとともに、団員に周知する。 ②　分団長・班長は活動可能時間に留意し、活動時間が限界となった場合、若しくは安全退避の必要が生じたときは時機を失することなく、団員に活動の中断と退避行動の開始を指示する。 ③　活動中の退避指示を確実に団員に伝達できるよう、事前に活動範囲の指定や、サイレン等を活用した退避合図の確認を行う。 ④　退避時に全団員の確認を行うとともに、安全退避場所に退避完了した場合は、消防団警防本部、または署隊本部へ連絡する。 ⑤　分団長・班長は、安全退避場所に退避した後、津波の状況を確認し、安全退避場所の安全性が確保できないと判断される場合は、早期に他の安全退避場所へ移動する。 ⑥　退避完了した部隊は、津波発生状況の確認と津波の第２波に係る情報の収集に留意し、安全確認された場合の活動再開において部隊等の応援の必要があれば要請する。

津波発生時等の活動要領	⑷　広報・避難誘導活動 ①　津波注意報、津波警報等が発表された場合の広報・避難誘導等の要領については、防災行政無線や他の機関による伝達エリア、災害時要援護者等が居住される地域等に配慮し、実情に応じてあらかじめ実施ルート及び安全退避ルートについて調査し、計画しておくものとする。 ②　広報・避難誘導等活動を実施する部隊等は、事前に実施ルート上における安全退避場所や津波避難ビル等の確認を行っておくとともに、走行時は常に退避ルートの渋滞状況等に留意することとする。

震災時における消防団警防本部設置要領

第１　震災時における消防団警防本部（以下「団本部」という。）の設置については、次の各号による。

（ア）団本部は、消防局の警防本部内に設置する。
（イ）団本部に団本部長を置き、消防団長をもってこれに充てる。
（ウ）団本部長は、団本部を統括する。

第２　団本部の組織は、下図のとおりとする。

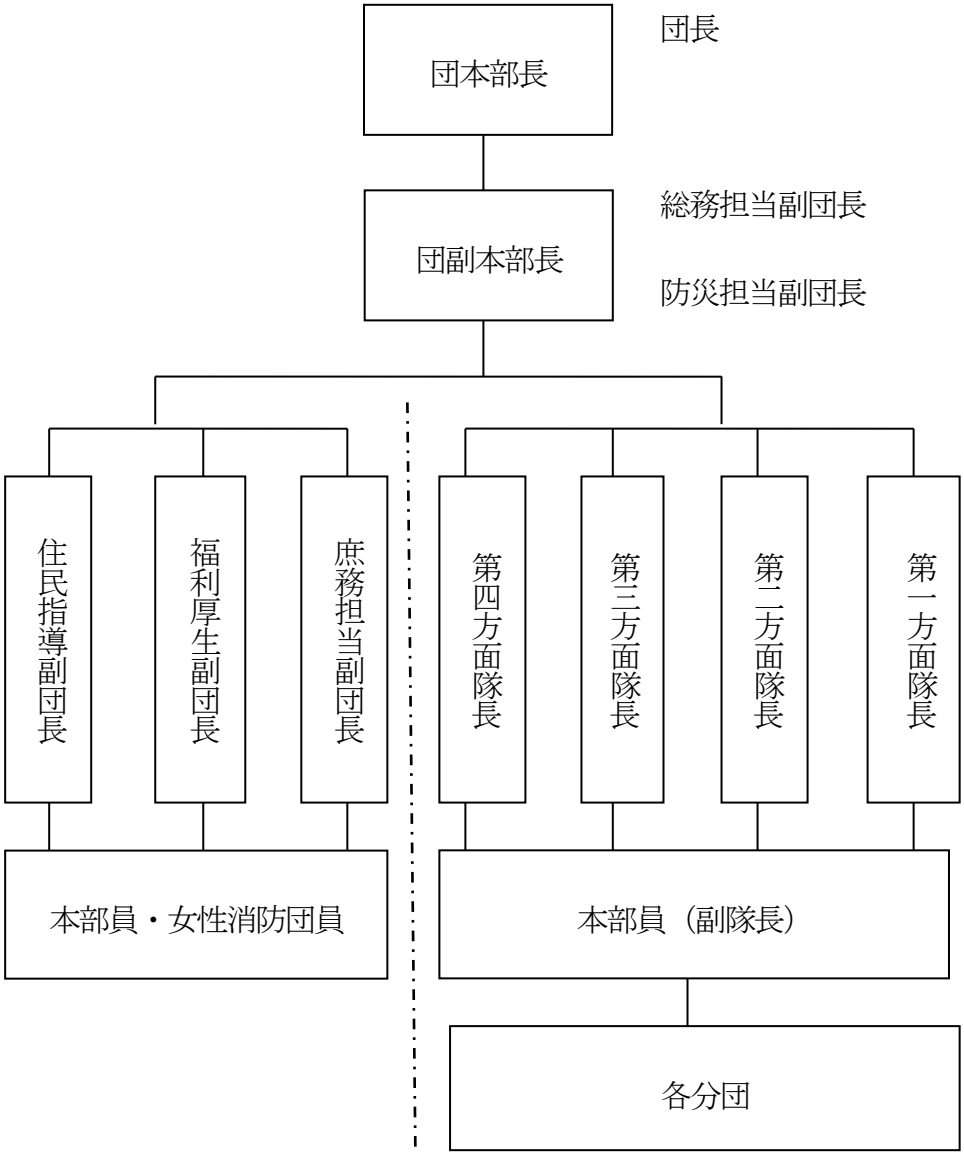

（消防局の団本部内）　　（管轄署の署隊本部又は現場指揮本部）

第１号様式その１（第３条関係）

消防団長推薦書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　様

船橋市消防団代表
階級・氏名

このことについて、船橋市消防団長として下記の者を適任と認め、消防団の総意に基づき推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月
消　防　団　員　歴		公　職　履　歴	
階　　級	任免年月日	役　職	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

第１号様式その２（第３条関係）

消防団長推薦書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　様

船橋市消防団代表
階級・氏名

このことについて、船橋市消防団長が、　　年　　月　　日付にて任期満了となりますが、引き続き消防団長として推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月
消　防　団　員　歴		公　職　履　歴	
階　　級	任免年月日	役　職	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

第１号様式その３（第３条関係）

消防団長推薦書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　様

船橋市消防団
副団長
分団長（本部員）

私は、下記の者を消防団長として推薦いたします。

記

階級又は職業　　氏　名

第１号様式その４（第３条関係）

消防団長推薦書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　様

船橋市消防団
第　　分団長

このことについて、第　　分団（　　名）の同意を得ましたので、下記の者を消防団長として推薦いたします

記

階級又は職業　　氏　名

第２号様式その１（第３条関係）

副団長推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

消防団推薦者代表
階級・氏名

このことについて、本部員（　　名）を代表して下記の者が副団長として適任と認め推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月
消　防　団　員　歴			
階　　級	任免年月日	階　　級	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

※勤続年数の計算は、消防団に就任した日から起算し、退任したのち再び就任したときは、前後の在職年数はこれを起算する。

第２号様式その２（第３条関係）

副団長推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

消防団推薦者代表
階級・氏名

このことについて、下記の副団長が　　年　　月　　日付にて任期満了となりますが、引き続き副団長として適任と認め推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月

消　防　団　員　歴			
階　　級	任免年月日	階　　級	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

※勤続年数の計算は、消防団に就任した日から起算し、退任したのち再び就任したときは、前後の在職年数はこれを起算する。

第２号様式その３（第３条関係）

副団長推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　分団長

このことについて、第　　分団（　　名）を代表して下記の者を副団長として推薦いたします

記

階級又は職業　　氏　名

第３号様式その１（第３条関係）

分団長（本部員）推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長

このことについて、第　　方面隊を代表して下記の者を分団長（本部員）として適任と認め、推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月

消　防　団　員　歴			
階　　級	任免年月日	階　　級	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

※勤続年数の計算は、消防団に就任した日から起算し、退任したのち再び就任したときは、前後の在職年数はこれを起算する。

第３号様式その２（第３条関係）

分団長（本部員）推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長

このことについて、下記の分団長（本部員）が　　年　　月　　日にて任期満了となりますが、引き続き分団長（本部員）として適任と認め推薦いたします。

記

ふりがな		生年月日	年　　月　　日 （　　歳）
氏　名			
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月
消　防　団　員　歴			
階　　級	任免年月日	階　　級	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

※勤続年数の計算は、消防団に就任した日から起算し、退任したのち再び就任したときは、前後の在職年数はこれを起算する。

第３号様式その３（第３条関係）

分団長（本部員）推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　分団長

このことについて、第　　分団（　　名）を代表して下記の者を分団長（本部員）として推薦いたします。

記

階級又は職業　　氏　名

第３号様式その４（第３条関係）

分団長推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長
第　　分団長

このことについて、第　　分団（　　名）を代表して下記の者が分団長として適任と認め推薦いたします。

記

ふりがな 氏　名		生年 月日	年　　月　　日（　　歳）
住　所	船橋市　　電話　　（　　）		
職　業		勤続年数	年　　月
消　防　団　員　歴			
階　　級	任免年月日	階　　級	任免年月日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日		自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日

※勤続年数の計算は、消防団に就任した日から起算し、退任したのち再び就任したときは、前後の在職年数はこれを起算する。

第３号様式その５（第３条関係）

分団（副分団長・部長・班長）推薦書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長
第　　分団長

下記のとおり分団（　副分団長　・　部長　・　班長　）を推薦いたします。

記

所　属　分　団	班	旧職名	新職名	氏　　名
			副分団長	
			部　長	
			班　長	
			班　長	
			班　長	
			班　長	
			班　長	
			班　長	

第４号様式その１（第３条関係）

消 防 団 入 団 申 込 書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

私は、船橋市消防団に入団したいので、申し込みをします。

なお、私は、船橋市消防団の設置等に関する条例第４条の要件を満たしております。

また、この申し込みのすべての記載事項に相違ありません。

住　所
氏　名

【履歴書の記入心得】

１　記載事項に不正があると、船橋市消防団員として任用される資格を失うことがあります。

２　記入は、すべて万年筆かボールペン（いずれも黒字）を用いて、丁寧に書いてください。

３　数字は、算用数字で書いてください。

【船橋市消防団の設置等に関する条例第４条】

１　拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　国又は地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　前２号に掲げる者のほか、団員として適当でない者

第４号様式その２（第３条関係）

履　歴　書

（フリガナ）			写　真 縦３㎝×横２㎝
氏　　名	※戸籍上の字で記載して下さい。		
生年月日	S・H R・	年　　月　　日　（　　歳）	
現 住 所	〒 電話(固定)　　（　　） 電話(携帯)　　（　　）		
勤務先住所 及び勤務先名	所在地 勤務先名 業務内容（　　） 電　話　　（　　）　※就職・転職が決まっている場合はそちらを記載して下さい。		
職業構成 （○で囲む）	１.国家公務員　２.地方公務員　３.特殊法人等公務員に準ずる職員 ４.日本郵政グループ　５.その他 ※「特殊法人等公務員に準ずる職員」とは、特殊法人、認可法人、指定法人など、民間企業の中でも、公務に準ずる公共性や公益性のある仕事をしている人を云う		
就業形態 （○で囲む）	１.被用者　２.自営業／個人事業主　３.家族従事者　４.その他　５.学生 ※「家族従事者」とは、自営業者や個人事業主の家族で、事業に従事している者 農業や商店等の家業を手伝っている妻や子供を云う		

最終学歴	在 学 期 間	学　校　名	学部・学科
	年　　月～　　年　　月		

自動車免許の資格	４輪/２輪	種　　別	取得年月日	許容重量	ミッション
	４輪	普通・準中・中型・大型		t 未満	MT・AT
	２輪	原付・小型・普通・大型			

家　　族 （本人を除く 同居者）	氏　　名	続　柄	生 年 月 日	職　　業

緊急時連絡先（本人を除く）	TEL		続柄（　　）	
消 防 団 歴	任免年月日(階級)	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日（　　）		
国民保護法第158条第１項関係 「特殊標章等の交付に関する調査事項」	身　長	cm	眼の色	色
	頭髪の色		血液型 / RH +－	+/ －
入団動機				

※所属を希望する分団　　船橋市消防団　　第　　分団　　班

第５号様式（第３条第６項関係）

辞　　令

（氏　名）	（現職名）
（発令事項）	
（発令年月日および任命権者）	

第６号様式（第８条第１項第１号関係）

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長
第　　分団長

消防団員編成表

班	階　級	氏　　名	班	階　級	氏　　名
	分団長			団　員	
	副分団長			〃	
	部　長			〃	
	班　長			〃	
	〃			〃	
	〃			〃	
	〃			〃	
	〃			〃	
	団　員			〃	
	〃			〃	
	〃			〃	
	〃			〃	

（合　計　　人）

第７号様式（第８条第１項第１号関係）

消 防 団 員 退 団 届

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　分団　　班

階級　　氏名

今般、一身上の都合により　　年　　月　　日をもって退団させていただきたくお願いいたします。

第８号様式（第８条１項第３号関係）

消防施設改修要望書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長

第　　分団長

下記のとおり、消防施設の改修を要望いたします。

記

場　　所	
要　望　理　由	

※　要望の理由は、具体的に記入して下さい。

※　必要に応じて写真等を添付すること。

第９号様式その１（第８条第１項４号関係）

消防団本部員出動報告書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

代 表 者

月中の火災・地震等・警戒・訓練出動は、下記のとおりでありますので報告いたします。

出　動　日　時	月　日　時　分頃 現着　時　分 引揚　時　分 帰所　時　分			
出　動　区　分	火 災　・　地震等　・　警 戒　・　訓 練			
出　動　場　所	船橋市			
出 動 者 氏 名				
出　動　日　時	月　日　時　分頃 現着　時　分 引揚　時　分 帰所　時　分			
出　動　区　分	火 災　・　地震等　・　警 戒　・　訓 練			
出　動　場　所	船橋市			
出 動 者 氏 名				
出　動　日　時	月　日　時　分頃 現着　時　分 引揚　時　分 帰所　時　分			
出　動　区　分	火 災　・　地震等　・　警 戒　・　訓 練			
出　動　場　所	船橋市			
出 動 者 氏 名				

※訓練は、広報活動等を含むものとする。

第９号様式その２（第８条１項第４号関係）

消防団員出動報告書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長

第　　分団長

月中の火災・地震等・警戒・訓練出動は、下記のとおりでありますので報告いたします。

班	月　　日	出 動 区 分	出　動　場　所	人　員
	月　　日	・火　災 ・地震等 ・警　戒 ・訓　練	船橋市	人
	月　　日	・火　災 ・地震等 ・警　戒 ・訓　練	船橋市	人
	月　　日	・火　災 ・地震等 ・警　戒 ・訓　練	船橋市	人
	月　　日	・火　災 ・地震等 ・警　戒 ・訓　練	船橋市	人
	月　　日	・火　災 ・地震等 ・警　戒 ・訓　練	船橋市	人
			合　　計	人

第９号様式その３（第８条第１項第４号関係）

消防団員火災出動等報告書

第　　分団長　様

第　　分団　　班

班　長

下記のとおり出動したので報告いたします。

記

１　出 動 日 時　　年　　月　　日　　時　　分頃

現着　　時　　分　引揚　　時　　分　　帰所　　時　　分

２　出 動 場 所　　船橋市

３　出 動 内 容　　火災･地震等　（　　）

警　　戒　（　　）

訓　　練　（　　）

４　放 水 内 容　　放　水（ 有　・　無 ）　放水時間　　時　　分　～　　時　　分

ホース使用本数　　本　　ポンプ圧力　　ＭＰａ

５　水 利 種 別　　消火栓　　防火水槽　　その他（　　）

６　出 動 人 員　　計　　名

階　　級	氏　　名	階　　級	氏　　名

上記のとおり本事案の出動等について相違ありません

所属　　氏名

第９号様式その３（第８条第１項第４号関係）

消防団員火災出動等報告書（控）

第　　分団長　様

第　　分団　　班
班　長

下記のとおり出動したので報告いたします。

記

１　出 動 日 時　　年　　月　　日　　時　　分頃

現着　　時　　分　引揚　　時　　分　　帰所　　時　　分

２　出 動 場 所　　船橋市

３　出 動 内 容　　火災･地震等　（　　）

警　　戒　（　　）

訓　　練　（　　）

４　放 水 内 容　　放　水（ 有　・　無 ）　放水時間　　時　　分　～　　時　　分

ホース使用本数　　本　　ポンプ圧力　　ＭＰａ

５　水 利 種 別　　消火栓　　防火水槽　　その他（　　）

６　出 動 人 員　　計　　名

階　　級	氏　　名	階　　級	氏　　名

上記のとおり本事案の出動等について相違ありません

所属＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

第9号様式その4（第8条第1項第4号関係）

分団　班 活動日誌

年 月 日	階　級	氏　名	時　　間	活 動 内 容	備　　考

第１０号様式　その１（第８条第１項第６号関係）

被服貸与申請書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　分団
分 団 長

下記消防団員の被服が、（　損傷　・　消耗　）したので貸与を申請いたします。

所　属・階　級	第　　分団　　班　・　階　級
氏　　名	
種　　類	サ　　イ　　ズ
制　服　上　衣 活　動　服　上　衣	ＢＳ.　　ＢＭ.　　ＢＬ.　　ＢＬＬ ＹＳ.　　ＹＭ.　　ＹＬ.　　ＹＬＬ ＡＳ.　　ＡＭ.　　ＡＬ.　　ＡＬＬ
制 服 ズ ボ ン 活動服ズボン	ＢＳ.　　ＢＭ.　　ＢＬ.　　ＢＬＬ ＹＳ.　　ＹＭ.　　ＹＬ.　　ＹＬＬ ＡＳ.　　ＡＭ.　　ＡＬ.　　ＡＬＬ ズボン丈　　cm
制　　帽	cm
アポロキャップ	cm
ベ　　ル　　ト	制服用　　作業服用　　盛夏服用　　cm
ネ　ク　タ　イ	必要　　必要なし
訓　　練　　靴	cm
ゴ　ム　長　靴	cm

第１０号様式その２（第８条第１項第６号関係）

貸与品返納届

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　分団長

下記のとおり貸与品を返納いたします。

記

種　　類	数　　量	種　　類	数　　量
制服上衣		訓練靴	
活動服上衣		ゴム長靴	
制服ズボン		身分証明書	
活動服ズボン		防塵メガネ	
制帽		防塵マスク	
アポロキャップ		雨衣	
ベルト		ケブラー手袋	
ネクタイ		保安帽	

第１１号様式（第９条第２項関係）

表

８．５ｃｍ

５．５ｃｍ

身 分 証 明 書

第　　号

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

写真
縦 3cm×横 2cm
上半身（活動服）
証明写真

上記の者は、船橋市消防団員であることを証明する。

年　　月　　日

船 橋 市 消 防 団 長

公印

所　属　　船橋市消防団〔本部員
第　分団　班〕

血液型　　型 RH/

住　所　　

第１２号様式（第９条第５項関係）

身分証明書再交付申請書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

所　属　　第　　分団　　班

氏　名

次のとおり申請します。

１　身分証明書の番号	
２　理　　由	□亡失　　□損傷　　□その他（　　）
３　当該事項の説明	

上記に相違ないことを証明する

年　　月　　日

方面隊長又は分団長

氏　名

第１３号様式その１（第１６条第８項関係）

市長表彰上申書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　様

消防団長

<table>
<tr><td>表彰の種類</td><td colspan="2">１　永年勤続章　　２　感謝状</td></tr>
<tr><td>消防団にあっては階級、氏名又は班名消防団以外の個人又は団体にあっては住所、氏名又は団体名、代表者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防団歴</td><td>任　免　年　月　日</td><td>勤続年数</td></tr>
<tr><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>功労の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　勤続年数の計算は、消防団員に就任した月から起算し、退団した後再び就任した時は、前歴の在職年数はこれを通算する

第１３号様式その２（第１６条第８項関係）

消防団長表彰上申書

年　　月　　日

消　防　団　長　　様

第　　方面隊長

第　　分団長

<table>
<tr><td>表彰の種類</td><td colspan="2">１　特別功労章　　２　功労章　　３　精勤章　　４　永年勤続章</td></tr>
<tr><td>所　　属
階級・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">消 防 団 歴</td><td>任　免　年　月　日</td><td>勤続年数</td></tr>
<tr><td>年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日
年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>功 労 の 内 容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　勤続年数の計算は、消防団員に就任した月から起算し、退団した後再び就任した時は、前歴の在職年数はこれを通算する。

第１４号様式（第１７条第１号関係）

消防団員名簿

所　　属	階級	氏　　名	生 年 月 日	入団年月日	住　　所	連　絡　先

第１５号様式（第１７条第３項関係）

備　品　台　帳

船橋市消防団

分　類			品　目				保管			第　　分団　　班	
消防局		購入及び返納年月日	番号	購入先	単価	購入価格	摘　要	受	払	現在	備　考	分団長
班長	係長											
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						
		年　　月　　日			円	円						